

社援地発0325第1号  
平成23年3月25日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例に係る留意事項について

標記については、「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例に係る留意事項について」（平成23年3月18日付け社援地発0318第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により示しているところであるが、当該通知1の③「平成23年福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民の退避指示の対象となった地域」には、平成23年福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民の自宅など屋内待機指示の対象となった地域も含まれるものであることに留意いただくとともに、管内の都道府県社会福祉協議会へ周知願いたい。